

福井県特定不妊治療費助成事業について

【 特定不妊治療費助成事業とは 】

特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、ご夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とした制度です。

【 対象となる方 】 以下の全ての条件を満たす方

- ・体外受精・顕微授精以外の治療法では妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された方
- ・治療開始時(※1)に法律上の婚姻をしている夫婦
- ・特定不妊治療指定医療機関において、特定不妊治療(体外受精または顕微授精に限る)を受けた場合(※2)
- ・申請日現在、夫もしくは妻のいずれか一方または両方が福井県内に住所地を有している方
- ・夫婦の合計所得額が730万円未満の方(児童手当法施行令準用)(※3)
- ・**治療開始日(※1)の妻の年齢が42歳以下の方**。治療開始日に妻が43歳以上の場合は助成対象外です。

※1 治療開始日は特定不妊治療指定医療機関受診等証明書の治療期間で判断します。

※2 指定医療機関の医師が行う特定不妊治療の一環として、医師の指導に基づき指定外の医療機関で投薬・注射等を行った費用は助成対象に含む場合があります。

※3 申請日の前年の所得額で判断します。ただし、申請日が1月～5月の場合は、前々年の所得額で判断します。

【 特定不妊治療指定医療機関 】

福井県内の特定不妊治療指定医療機関は下記の3機関です。

○西ウイメンズクリニック : 福井市木田2丁目2102

○福井大学医学部附属病院 : 吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番地

○本多レディースクリニック : 福井市宝永4丁目2-18

※福井県外の医療機関は、医療機関所在地の自治体において指定を受けている場合に対象とします。

【 助成の回数および金額 】

1 助成回数

治療内容	初回の治療開始日の妻の年齢(※4)	国の助成	県の助成
ABCDEF	39歳以下	通算6回まで(※5)	国の助成終了後 年度内3回まで
	40～42歳	通算3回まで(※5)	
GH	42歳以下	—	A～Fの治療とは別に、 年度内3回まで(※6)

※4 **初めて**助成を受けた治療の治療開始日(通算1回目)の妻の年齢

※5 通算回数とは、これまで都道府県・指定都市・中核市から助成を受けた回数の合計。回数は1回の治療ごとに数える。この「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程を指し、また以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とする

※6 平成30年度以前に申請したことのある方、もしくは今回申請する治療の開始日が平成31年3月31日以前の方は、令和2年度までは、国の助成が終了するまでGH治療の助成回数に制限なし

* **助成の例** (初回治療開始日の妻の年齢が39歳以下の場合)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ケース1	① ②	③ ④ ⑤ ⑥	⑦ ⑧ ⑨ ⑩
ケース2	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	⑦ ⑧ ⑨	⑩ ⑪ ⑫
ケース3	① G ② G H ③	④ ⑤ G	⑥ G ⑦ G ⑧ ⑨ ⑩

数字：治療回数
○：国の助成対象となる治療
□：県の助成対象となる治療
■：助成対象とならない治療

2 助成金額

治療内容	初回の治療開始日の妻の年齢(※4)	特定不妊治療費助成上限額 (男性不妊治療費助成上限額(※7))			
		通算1回目	通算2、3回目	通算4～6回目	通算7回目以降
ABDE	39歳以下	30万円	15万円	10万円 (5万円)	
	40～42歳	30万円 (15万円、Fの治療を含め初回の治療に限り30万円)	15万円	10万円 (5万円)	
CF	39歳以下	7.5万円 (15万円、ABDEの治療を含め初回の治療に限り30万円)			7.5万円 (5万円)
	40～42歳	7.5万円 (15万円、ABDEの治療を含め初回の治療に限り30万円)			7.5万円 (5万円)
GH	42歳以下	7.5万円 (5万円)			

※7-1 特定不妊治療とあわせて、精巣または精巣上体からの精子採取の手術(TESE、MESA等)を実施した場合に治療費の一部を助成する

※7-2 「1 助成回数」の表の「国の助成」とあわせて初めて男性不妊治療を申請する場合は**妻の申請回数に関わらず**30万円、2回目以降は15万円。「県の助成」とあわせて男性不妊治療を申請する場合は一律5万円

【 申請方法 】

- ・申請は、治療終了後に、申請書および必要書類とともに県健康福祉センターに提出してください。
- ・申請は治療が終了した順に受け付けます。助成決定後は、申請内容を変更できませんのでご注意ください。
- ・申請内容を審査後、助成決定者には決定通知書によりお知らせ、口座振込で助成します。

【 申請に必要な書類等 】

- ①助成申請書（様式は県健康福祉センター窓口または県子ども家庭課ホームページにあります。）
- ②受診等証明書（医療機関が発行するもの）
- ③特定不妊治療の領収書（原本）
- ④世帯全員の住民票（夫婦関係と住所地の確認）
 - ※発行日から3か月以内のもの、続柄の記載があるものを提出
 - ※住民票で夫婦関係が確認できない場合は、**戸籍謄本**が必要（発行日から3か月以内のもの）
 - ※**外国人の方**で、住民票で夫婦関係が確認できない場合、日本国籍を持つ配偶者の**戸籍抄本**、または**婚姻証明書**（領事館、大使館、本国等が発行した公的な証明書）（いずれも発行日から3か月以内のもの）が必要
- ⑤夫婦の市町・県民税所得課税証明書
 - ※申請日の前年（1月から5月に申請する場合は前々年）の所得額の証明書であること
 - ※夫婦それぞれの証明書の年度が揃っていること ※所得が無い場合も、夫婦それぞれの証明書が必要
- ⑥初回申請の方のみ戸籍謄本 ※治療開始日に法律上の婚姻をしている夫婦の確認
- ⑦金融機関の通帳（新規申請者のみ）
- ⑧その他（印鑑、債権債務者登録申請等） 必要に応じて記入していただきます。

※複数回分の治療をまとめて申請する場合、④と⑤については、原本を一部提出することで申請できる場合があります。詳しくは、下記の申請相談・受付窓口にお問い合わせください。

県健康福祉センターで書類の複写は行いません。必要な方は申請前にその写しをお取りください。

【 申請の時期および期限 】

- ・申請は、**治療が終了した日の属する年度内**に行ってください。**申請期限は3月31日**です。
- ・治療終了日等の関係で、3月末日までの申請が難しい場合は、あらかじめ申請予定の県健康福祉センターにご連絡ください。**期限を過ぎた申請、期限内に書類が整わない申請は助成できない事があります。**

【 申請相談・受付窓口 】

福井市にお住まいの方は、福井市保健所保健支援室(0776-33-5185)が申請窓口となります。

福井市以外の市町にお住まいの方は、住所地に関係なく、県健康福祉センターで申請を受け付けます。

名 称	所 在 地	電話番号
福井健康福祉センター	福井市西木田2丁目8-8	(0776)36-3429
坂井健康福祉センター	あわら市春宮2丁目21-17	(0776)73-0600
奥越健康福祉センター	大野市天神町1-1	(0779)66-2076
丹南健康福祉センター	鯖江市水落町1丁目2-25	(0778)51-0034
丹南健康福祉センター(武生福祉保健部)	越前市上太田町41-5 南越合同庁舎1階	(0778)22-4135
二州健康福祉センター	敦賀市開町6-5	(0770)22-3747
若狭健康福祉センター	小浜市四谷町3-10	(0770)52-1300

【 女性の健康相談 】

助産師が、不妊・不育に関する相談や、妊娠・出産・月経不順・更年期症状等などの女性特有の心身の相談にお応えします。お気軽にお電話ください。また、福井県看護協会ホームページも参照ください。

助産師による女性の電話相談(毎週 月・水曜日13:30~16:00)

無料相談専門ダイヤル ☎0776(54)0080

お問合せ：福井県健康福祉部子ども家庭課 子育て支援グループ ☎0776(20)0341